平成２２年（フ）第７４１号
茨城県那珂郡東海村大字石神外宿848番地
破産者　堀生千代子
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４０５号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番５―701号、破産手続開始時の住所埼玉県三郷市さつき平２丁目５番２―907号
破産者　齊藤　守弘
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３６９号
広島県福山市駅家町大字万能倉1406番地４
破産者　吉川　一郎
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１０１号
福岡市南区井尻２丁目18番19―101号、前住所福岡市博多区西月隈１丁目13番28―502号
破産者　北村　芳秀
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４号
北海道網走郡美幌町字青山北19番地の３
破産者　山中　保男
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
福島県伊達郡桑折町大字谷地字北道合26番地の３　アンジュ　エス102、開始決定時の住所福島市蓬莱町７丁目６番20号
破産者　蓮沼　愛子
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３２１号
福島市鎌田字西９番地の19
破産者　山岸　達男
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第９７号
富山市大島２丁目250番地
破産者　高城　貴博
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１４号
富山市萩原125番地１　グランシャリオⅠ棟101号、前住所富山県滑川市柳原７番地19
破産者　佐々木民子
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５３号
山梨県甲府市富竹１丁目１番４号ラフィーネ甲府美術館通り301号
破産者　小口　　均
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５４号
山梨県甲府市富竹１丁目１番４号ラフィーネ甲府美術館通り301号
破産者　小口久美子
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８００号
愛知県豊田市美里２丁目２番地18
破産者　荻野　信章
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７８６号
愛知県知立市八橋町登城73番地２　ラ・メゾン207号室、開始決定時の住所愛知県豊田市生駒町大坪17番地　キングスコート豊田生駒906号
破産者　谷田　敏秀
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０６号
愛知県豊田市田中町５丁目31番地１　グリーンライフ31―106号、旧住所愛知県豊田市大林町12丁目８番地11
破産者　堀田　末男
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０７号
愛知県豊田市田中町５丁目31番地１　グリーンライフ31―106号、旧住所愛知県豊田市大林町12丁目８番地11
破産者　堀田　芳子
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
愛知県豊田市平芝町７丁目22番地３　ピューラー平芝Ｂ103号、開始決定時の住所愛知県豊田市日之出町１丁目15番地12
破産者　近藤　好司
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
愛媛県四国中央市土居町土居145番地１
破産者　創造メディアサービスこと　近藤　孝徳
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部